

特記仕様書

門真市まちづくり部 道路公園課

委託名：道路・水路等清掃業務委託

委託場所：門真市内一円

委託期間：令和7年6月1日から令和8年7月31日まで

1. 本特記仕様書は、門真市が発注する道路・水路等清掃業務委託に適用する。本業務の実施にあたっては、別に定める大阪府委託役務業務必携に基づくものとする。
2. 出来形及び数量計算書については、本市監督員（以下「監督員」という。）の指示する様式により、一業務毎に提出することとする。
3. 写真についてはデジタルカメラで撮影し、一業務毎に出来形および数量計算書と共に提出すること。写真の不備や不鮮明部分についての出来形は、監督員の指示に従うこと。また、監督員から請求があった場合は直ちにデータを提出しなければならない。
4. 受注者は、業務の着手に先立ち、地下埋設物調査や道路の使用状況等、業務に必要な調査を綿密に行い、調査結果を監督員に報告しなければならない。施設管理者との協議が必要な場合は、受注者が責任をもって行うものとし、協議結果を監督員に報告すること。ただし、受注者では判断ができない場合は、監督員に報告し指示を受けること。
5. 許可、占用の取得に要する書類作成及び手続きは受注者の負担、責任で行うこと。ただし、本市による申請が必要な場合は、監督員に報告し、指示を受けること。
6. 緊急を要する業務については、速やかに業務が可能となるよう常時連絡体制を整え、監督員に緊急連絡先を書面にて提出すること。また、監督員より緊急業務の指示があった場合は、必ずその指示に従い、安全管理等は受注者の責任で行うこと。
7. 受注者は、業務着手の一週間前までに業務箇所近隣の近隣住民へ口頭及び書面（作業PR）にて、周知を行わなければならない。なお、周知不足により近隣住民より苦情等があった場合は、業務を中止する等の処置をとり、近隣住民の意向を十分に考慮し、再度周知を行ったうえ、着手すること。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

8. 管渠内における作業を行う際について、以下のいずれかの場合には、作業を中止する。
 - ①当該作業箇所または上流部に洪水または大雨の注意報・警報が発表された場合
 - ②当該作業箇所または上流部に降雨や雷が発生している場合受注者は、施工計画書において局地的な大雨による増水に備えるため、以下の（１）から（４）の内容を安全管理計画として記載し、監督員と協議すること。
 - （１）現場特性の事前把握
 - （２）業務の中止基準・再開基準の設定
 - （３）迅速に退避するための対応
 - （４）日々の安全管理の徹底
9. 当該業務の支払い条件は完了払いとし、請求日より 30 日以内の支払いとする。
10. この仕様書及びその他疑義が生じた場合には、監督員と協議するものとする。